

高齢者出張三療サービス事業について

1 事業内容

施術師が自宅に出張し、はり・きゅう・マッサージのいずれか1つの施術を行います。実施回数は年6回以内です。(2か月に1回の割合のため、申請した月によって利用可能な回数が変わります)

2 対象者

次のすべてに該当する方

- ①区内で在宅である
- ②65歳以上で要介護3・4・5である
- ③疾病等により、自ら施術所に行くことが困難である

3 自己負担金 無料

4 申請方法

【必要書類】 高齢者出張三療サービス申請書

※申請書は区役所3階4番窓口または長寿サポートセンターにございます。

【申請方法】 ①区役所3階4番 介護保険課 在宅支援係に提出

②長寿サポートセンターに提出

③郵送

5 ご利用方法

①申請書提出後、サービスの支給が決定しますと、区から三療券(本人用)と施術所の名簿を送付いたします。

②名簿の施術所に連絡し、サービスを受ける日程を相談・決定します。

③サービス当日、三療券(本人用)を施術師に渡してください。

※三療券1枚につき、サービスが1回利用できます。

6 利用の際の注意点

- ・利用できるのは三療券の交付を受けた本人のみです。
- ・自宅のみでの利用となります。お店や病院等では使用できません。
- ・身体の状態等により施術が適当ではないと施術師が判断した場合、施術をお断りさせていただきます。
- ・原則受療券の再発行はいたしません。